

公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構
令和元年度 第2回 理事会議事録

- 1 開催の日時 令和元年6月20日(木) 午後3時
- 2 開催の場所 大阪府立男女共同参画・青少年センター 大会議室
大阪府中央区大手前1-3-49
- 3 理事総数 8名
- 4 出席理事数 8名
出席代表理事 高木浩文
出席理事 山口成大
出席理事 曾和良広
出席理事 檜垣幸也
出席理事 田中修平
出席理事 池田昌義
出席理事 津野洋
出席常務理事 小谷洋志
- 5 出席監事 佐々木泰裕
出席監事 増田得生
- 6 議事の経過の要領及びその結果

(1) 開会

定刻に至り、事務局長の小谷洋志氏が、理事会の招集の手続を経ることなく開催することについて同意をもとめ、理事、監事全員の同意を得たので、令和元年度第2回理事会の開会を宣するとともに、定足数を満たしたので有効に成立した旨を告げた後、引き続き来賓より挨拶があった。

(2) 議長選出

定款第34条の規定により、理事長不在の間、出席理事の承認を得て理事小谷洋志氏が議長に就任した。

(3) 議案

第1号議案 理事長の選定に関する件

議長が、「理事長の選定に関する件」について、定款第22条第2項の規定により、資料1のとおり高木浩文理事を理事長に選定したい旨を説明した後、これを議場に諮ったところ、全員異議なく承認された。

なお、被選定者は、即時その就任を承諾した。

(4) 理事長挨拶及び議長の交替

第1号議案の議決により理事長に就任した高木浩文氏が就任挨拶を行い、高木浩文理事長が小谷洋志理事から議長を引き継いだ。

(5) 第2号議案 常務理事の選定に関する件

議長が、「常務理事の選定に関する件」について、定款第22条第2項の規定により、資料2のとおり小谷洋志理事を常務理事に選定したい旨を説明した。本議案に関し質疑応答があった後、議長が小谷洋志理事を除く出席理事にこれを議場に諮ったところ、全員異議なく承認された。

なお、被選定者は、即時その就任を承諾した。

(6) 報告事項

定款第23条第3項の規定により、高木浩文理事長及び小谷洋志常務理事から、資料3のとおり自己の職務の執行の状況の報告を行った。

(7) 閉会

以上をもって、公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構令和元年度第2回理事会の議題全部を終了したので、小谷事務局長が午後4時10分閉会を宣言した。

以上の決議を明確にするために、小谷常務理事が議事録を作成し、代表理事（理事長）および出席監事が次に記名押印する。

令和元年6月20日

議長及び代表理事（理事長）

監 事

監 事

別紙 令和元年度 第2回理事会 第2号議案 質疑応答

田中理事	議案というか、進行の事ですが、ここの議案には、1番として常務理事の選定として小谷常務理事のことが書かれているが、2つ目として報酬額が書かれています、この事についても2号議案に含まれているということになるのですか？そこを確認しておきたいです。
事務局長	含まれています。
田中理事	含まれているのであれば、なぜこの金額になるのかという説明がなかったのかなと思うのと、もうひとつ…、報酬なので、法人法や定款にも書かれています、小谷理事は特別利害関係人には該当しないのか。審議に参加できないのではないのか。
事務局長	特別利害関係人は何に対する特別利害関係人でしょうか？ 機構に関する特別利害関係人ということでしょうか？
田中理事	議案について、報酬が幾らかについては本人に直接関わることなので、議案の中に入って議論ができるのかどうか、確認をしたい。
議長	除席しなくてよいのか、ということですね。
事務局長	田中理事のおっしゃるように、報酬に関しては利害関係人になりますので、私を除いて採決していただければ結構です。 報酬につきましては、私どもの規定がございまして、「常務理事については850万円以下」となっており、そのなかで報酬を決めております。
田中理事	常務理事の報酬は、「定款」で、評議員会で大枠を、報酬等の支給の基準が決まって、それに基づく規定として「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」におきまして、常務理事の報酬年額は理事長が理事会の承認を得て決定する、年間850万円以内と書いてある、そのことをおっしゃっていると思いますが、この規程第4条では報酬年額はと書いてあるのですが、この議案では月額が書いてある。これを年額にすると708万円、850万円以内が708万円になっているのは、どういう考えなのか、どういう根拠でこの金額になっているのか教えてほしい。
事務局長	私が来たときには、すでに708万円になっており、その前の方も708万円でした。その前の方が800万円でした。それがなぜ700万円になったかと言われますと、やはりBYQの財政状況を反映して減っていったものだと思います。 因みに来年度の事務局長の報酬につきましては100万円減らして600万円にするということでご承認をいただきました。 ですので、なぜ800万円が700万円なのかという数字のXYZというのは無いですが、財政上の事情から減らしていったというふうにご理解をいただければ…、ということでもよろしいでしょうか。
田中理事	708万円というのは過去からの経緯があってということで分かったのですが、次に聞きたいのが、今おっしゃった、来年度の常務理事の金額が600万円、それが既に承認されたというのは、たぶん、第1回理事会の議案に入っていたという事だと思いますが、第1回の議案は公募するという事だけ

	<p>が決まっていたはずで、その中に報酬は600万円と書いてあるので、それは理事長が理事会で諮ったことになっているのですか。</p>
事務局長	<p>それはみなしで、600万円ということ。</p>
田中理事	<p>いや、実はそこなんですよ。 「来年は600万円にするが、今年は700万円が良いのか。」 そこなんですよ。</p>
事務局長	<p>3年の任期でありまして、私は本年度で3年目ですので、その3年間の報酬が708万円というふうに決まっております。 ですので、来年度常務理事になられる方は、3年間の年額報酬が、各年度600万円ということになる。3年ごとにその報酬が変わるのであれば変えるというかたちになっておるとい事です。</p>
田中理事	<p>任期が3年ということは分かります。 それなら、報酬額をこの議案で掛けるというのは、3年間は700万円が決まっているという事と矛盾しませんか。</p>
事務局長	<p>一応、「公募で募集します。」というのと「報酬は600万円で募集します。」 ということで、みなしで承認いただいたわけですけど、それを毎年このかたちで選定に際して報酬についても再度、議案の中に入れさせていただいているということですけど、(田中)理事がおっしゃるように、「公募で、600万円、3年間という契約なら、決まっていることで、あらためて(本議案に)入れているのか?入れる必要がないのではないか?」という事になると思いますが、毎年、常務理事の選定と報酬については議案に掛けるようなことに決まり上なっております。</p>
田中理事	<p>報酬の事なので、あまり細かい事“高いとか低いとか”を言うつもりはまったくなく、手続きとしてある以上は、きちんとやっていただきたい。 常務理事の任期は3年だという事ですが、定款の中では「任期は2年ということが書いてあり、再任を妨げない。」としか書いていない。“3年”ということはどこにも書いていない。 前が800万円で今が700万円になった、それは、いろいろな、経営というか収支の問題があって700万円、それが次は600万円ということであれば、やっぱり、それを丁寧に説明をしていただきたいと思います。 これは要望ということでお願いをしておきます。</p>
事務局長	<p>分かりました。</p>
議長	<p>今ほど意見がありましたが、 ひとつは、報酬額を含めて2号議案で議決するのかどうかという話と、報酬額の記載が月額になっているが、定款上は年額ではないかというような意見です。その辺の手続きを含めて明確化してほしいということですが、どうさせてもらいますか?</p>
事務局長	<p>おっしゃるように、理事の任期は2年、常務理事の任期は3年、年収と月額とは、その辺りについてはご回答できるような資料といたしますか、私も整理できておりませんので、その辺りは整理しておきたいと考えています。</p>

議長	その辺は、後日整理をさせていただきますして、次の、来年度の手続きまでには、しっかりと明確なかたちで整理していただくというかたちでよろしいですか。
事務局長	はい。
議長	ありがとうございます。他によろしいでしょうか。
理事全員	(他に意見なし。)
議長	それでは、先ほどもご意見がありましたので、小谷理事を除いた形で議決するということにさせていただきたいと思いますが、小谷洋志理事を常務理事に選任するということによろしいでしょうか。
理事（小谷理事除く）	異議なし。
議長	それでは原案どおり、小谷洋志理事を常務理事に選任するということにさせていただきます。

〔資料1〕

第1号議案

理事長の選定に関する件

下記の者を理事長に選定する。

記

高 木 浩 文 （公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構理事）

〔資料2〕

第2号議案

常務理事の選定に関する件

下記の者を常務理事に選定する。

記

1 常務理事

小 谷 洋 志 （公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構理事）

2 報酬額

報酬月額は、590,000円とする。

〔資料3〕

理事長・常務理事の職務の執行の状況について

(平成31年2月7日～令和元年6月19日)

1 平成30年度第5回理事会の開催について

(1) 日時：平成31年2月7日 午前10時～午前11時15分

(2) 場所：国民會館武藤記念ホール 小ホール

(3) 議案：平成30年度収支予算書（補正）の承認

平成31年度事業計画書の承認

平成31年度収支予算書・資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認

平成30年度第4回評議員会の招集

2 平成30年度第4回評議員会の開催について

(1) 日時：平成31年3月1日 午後2時～午後2時45分

(2) 場所：大阪府立男女共同参画・青少年センター4階中会議室2

(3) 議案：平成30年度収支予算書（補正）の承認

平成31年度事業計画書の承認

平成31年度収支予算書・資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認

3 平成30年度水質保全調査研究成果報告会の開催

(1) 日時：平成31年3月22日 午後1時30分～午後3時45分

(2) 場所：大阪府立男女共同参画・青少年センター5階特別会議室

(3) 参加人数：49名

(4) 内容：琵琶湖・淀川流域における非特定源汚濁を対象とした検討

研究助成成果報告

4団体の研究担当者による研究成果の発表

4 平成31年度水質保全研究助成選考委員会の開催

- (1) 日時：平成31年3月22日 午後4時～午後5時45分
- (2) 場所：機構会議室
- (3) 選考結果：3団体の研究を助成対象として選考

5 令和元年度第1回評議員会幹事会・理事会幹事会合同会議の開催について

- (1) 日時：令和元年5月30日 午前10時～午前11時
- (2) 場所：大阪府立男女共同参画・青少年センター5階大会議室2
- (3) 議題：令和元年度第1回、第2回理事会の開催について
令和元年度第1回評議員会の開催について

6 令和元年度第1回理事会（決議の省略）について

定款第36条の規定に基づく決議の省略により、令和元年6月4日に理事会の決議があったものとみなされた。

- (1) 第1回評議員会の招集
- (2) 顧問選任の同意
- (3) 平成30年度事業報告・収支決算書類の承認
- (4) 常務理事（事務局長）の公募実施の承認

7 令和元年度第1回評議員会の開催

- (1) 日時：令和元年6月19日 午前10時～午前10時38分
- (2) 場所：大阪府立男女共同参画・青少年センター4階中会議室2
- (3) 議案：評議員・理事・監事の選任
平成30年度事業報告・収支予算書類の承認
常務理事（事務局長）の公募実施の件